

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認

町の区域の新設等

土地改良区の役員の退任

土地改良事業の認可(二件)

土地改良事業の工事の完了(二件)

入会林野整備計画の認可

保安林の指定の解除予定(二件)

都市計画事業の事業計画の変更の認可

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◇ 正 誤 昭和六十一年六月鳥取県告示第五百七十七号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

一、一三三、四  
二、三・五三平方  
メートル

境港市福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、一八四七、竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五、字千代畑三五八三の六、三五八三の一から三五八三の一三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九まで、字釜池灘三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三六五三の三七まで並びに字才佛灘三六五九の二、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三

六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一、美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の三四、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地、高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、一三八四の一八、一三八四の二四まで並びに字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇まで並びに新屋町字一ツ家前三二〇の一の三、三二〇の一の八、三二二六の一四の地先

境港市福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四一から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六一、字千代畑三五八三の六、三五八三の一から三五八三の三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九まで、字釜池灘三六五三の二二、三六五三の二三、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三六五三の三七まで並びに字才佛灘三六五九の二、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一、美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の三四、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地、高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、一三八四の一八から一三八四の二四まで並びに字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇まで並びに新屋町字一ツ家前三二〇の一の三、三二〇の一の八、三二二六の一四及びこれらと一体をなす国有地、字川尻前三二二六の二、三二二八の三、三二二八の八並びに字寄会前三二六八の九、三二六九の六、三二六九の一〇、

二三七、五八三  
トル  
一四平方メー

三二八三の三及びこれらと一体をなす国有地の地先

鳥取県告示第六百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町 の名称	同上の区域（昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。）
竹内団地	福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、一八四七の地先の土地 竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五の地先の土地 竹内町字千代畑三五八三の六、三五八三の一から三五八三の一三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九までの地先の土地 竹内町字釜池灘三六五三の二二、三六五三の二三、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三六五三の三七までの地先の土地

	<p>竹内町字才佛灘三六五九の二、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一の地先の土地</p> <p>美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の三四、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地</p> <p>高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、一三八四の一九から一三八四の二四までの地先の土地</p> <p>高松町字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇までの地先の土地</p> <p>新屋町字一ツ家前三二〇一の三、三二〇一の八の地先の土地</p>	<p>区域を変更する町の名</p>	<p>同上の区域（昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。）</p>	<p>福定町</p>	<p>福定町の全域</p> <p>福定町一八九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、一八四七の地先の土地</p>	<p>竹内町</p>	<p>竹内町の全域</p> <p>福定町一八六、一八一八の地先の土地</p> <p>竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五の地先の土地</p> <p>竹内町字千代畑三五八三の六、三五八三の一から三五八三の一三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九までの地先の土地</p> <p>竹内町字釜池灘三六五三の二二、三六五三の二三、三六五</p>
--	---	-------------------	-------------------------------------	------------	--	------------	--

<p>美保町</p>	<p>三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三六五三の三七までの地先の土地</p> <p>竹内町字才佛灘三六五九の二、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一の地先の土地</p>	<p>高松町</p>	<p>高松町の全域</p> <p>美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地</p> <p>高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、一三八四の一九から一三八四の二四までの地先の土地</p> <p>高松町字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇までの地先の土地</p>	<p>新屋町</p>	<p>新屋町の全域</p> <p>新屋町字一ツ家前三二〇一の三、三二〇一の八、三二二六の一四及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地</p> <p>新屋町字川尻前三二二六の二、三二二八の三、三二二八の八の地先の土地</p> <p>新屋町字寄会前三二六八の九、三二六九の六、三二六九の一〇、三二八三の三及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地</p>	<p>鳥取県告示第六百十二号</p>
------------	--	------------	--	------------	--	--------------------

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 藤 井 博 幸 倉吉市大谷八六八

昭和六十一年六月五日退任

鳥取県告示第六百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎地区農業用排水）を昭和六十一年七月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業善田地区農道整備）を昭和六十一年七月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
赤碓町	農村地域農業構造改善事業尾張地区ほ場整備	昭和六十一年三月二十五日
"	" 梅田地区 "	昭和五十九年三月二十日
"	農村総合整備モデル事業赤碓（宮木）地区 "	昭和五十九年七月二十五日
"	赤碓（光）地区区画整理	昭和六十一年三月二十日

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町土地改良区	農村総合整備モデル事業西伯（入蔵）地区ほ場整備	昭和五十九年三月三十日

鳥取県告示第六百十七号

日野郡日野町本郷一〇〇〇本郷入会林野整備組合組合長川上義男から申請のあつた本郷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十一年七月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字上中谷字才ノ谷南平二六一二の二から二六一二の四  
まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、二六一二の五、  
字堂廻り二四九八の二から二四九八の四まで、字テйка塔二五六六の二  
から二五六六の四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町  
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づ  
き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において  
準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・五号境台場公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月四日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市花町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律  
第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に  
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年七月二十三日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室(鳥取県庁本庁舎)

七階)

二 被聴聞者の住所及び名称

1 米子市皆生一九五四

葵観光有限会社

2 倉吉市伊木二三六一

有限会社クラウン

### 人事委員会規則

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の人事委員会事務局の項中

事務局長

を

事務局長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の人事委員会事務局の項中

事務局長

二種

を

事務局長

一種 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

昭和六十一年六月鳥取県告示第五百七十七号（木材業者等の登録の変更について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

四から五まで

頁

誤

正

昭和六十一年 四月一日 鳥木第三四号	〃	米木第四四号	〃	〃	〃	第五六号	〃	〃	〃	日木第十一号
--------------------------	---	--------	---	---	---	------	---	---	---	--------

昭和六十年四 月一日 鳥木第三四号	〃	米木第四四号	〃	〃	〃	第五六号	〃	〃	〃	日木第一一号
-------------------------	---	--------	---	---	---	------	---	---	---	--------

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】